

## 航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則

### (通則)

第一条 航空工場検査官（以下「検査官」という。）及び航空工場検査員（以下「検査員」という。）が行う検査については、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二三七号。以下「法」という。）、航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三四一号）及び航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (用語)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

### (検査官及び検査員)

第三条 検査官及び検査員は、この規則及び第七条の実施細則の定めるところにより、法の規定による検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務に従事するものとする。

第四条 二人以上の検査官又は検査員が同一の検査を行うときは、製造産業局長又は経済産業局長があらかじめ指名する者が主任検査官又は主任検査員としてその検査を総括するものとする。

### (検査計画)

第五条 製造産業局長又は経済産業局長は検査の対象、区分、時期その他検査に関する重要事項について、あらかじめ検査計画を定めるものとする。

2 法第二条の九若しくは第三条の二の規定に基づく事業の用に供する設備を法及び施行規則で定める生産技術上の基準に適合するように維持しなければならないことに関する設備の検査、法第六条の規定に基づく航空機の製造の方法若しくは法第九条に基づく航空機の修理の方法に係る設備並びに作業及び検査を行う者の技術の検査又は法第十一条の規定に基づく航空機用機器の製造の方法若しくは法第十四条の規定に基づく航空機用機器の修理の方法に係る設備並びに作業及び検査を行う者の技術の検査は、許可事業者又は届出事業者ごとに、検査官又は検査員が法第二条の二に基づく事業の許可又は法第三条に基づく事業の届出の日から原則として二年以内に実施し、その後においては、原則として二年ごとに実施する。

(検査の実施)

第六条 検査は、前条の検査計画に従い、製造産業局長又は経済産業局長の命により行うものとする。

第七条 検査の実施細則は、製造産業局長が別に定める。

第八条 検査官及び検査員は、検査を終了したときは遅滞なく、前条の実施細則において定める検査報告書を製造産業局長又は経済産業局長に提出しなければならない。

第九条 検査官は、立入検査に際しては、役員その他の責任者に対し、立入検査証を提示して検査を行う旨を告げなければならない。

第十条 検査官及び検査員は、重要な帳簿、書類その他の物件の検査に当たっては、その保管の責任者一人以上の立会を求めなければならない。

2 検査官は、検査の妨害又は拒否その他の重大な事由により、検査の実施が困難であると認めるときは、検査を停止して直ちに製造産業局長又は経済産業局長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第十一条 検査官及び検査員は検査の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 法令の施行に必要な限度を超えないように留意すること。
- 二 事業者の営業に支障を生じないように留意すること。
- 三 検査の結果、その職務に関して知ることができた事項を正当な理由なく他人に漏らさないこと。
- 四 常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。
- 五 常に穏健冷静な態度を持ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年十一月一日から実施する。
- 2 この規則の実施の際、現に法第二条の二に基づく事業の許可を受け、又は法第三条に基づく事業の届出を行っている者に係る第五条第二項の規定の適用については、「法第二条の二に基づく事業の許可又は法第三条に基づく事業の届出の日」を「この規則の実施の日」と読み替える。